

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 鹿児島市上荒田町 3 7 番 2 0 号

事業者名 鹿児島市交通局
代表者名 鹿児島市交通事業管理者
交通局長 枝元 昌一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バリアフリー未整備の全停留場	・道路管理者等と協議を行う。	・道路管理者に、道路整備と一体的なバリアフリー化の要望を実施

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
照明設備の適切な照度確保	・現在設置してある停留場上屋の照明設備について、更新する場合には、LED 化により十分な照度を確保する。	・笹貫停留場（上）の照明設備の LED 化を図った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供（継続）	・車椅子利用者の超低床電車乗降時、運転士が状況に応じて補助を行う。 ・視覚障害者等の乗降時、運転士が車外案内マイクを使用するなどして注意喚起等を行うとともに、状況に応じて乗降の補助を行う。	・研修等を通じ、運転士に周知し、乗降補助サービスの提供を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両への簡易筆談器の設置 (継続)	・全車両に簡易筆談器を設置し、筆談による情報提供を行う。	・状況に応じて継続実施中。
超低床電車運行時刻表掲載 (継続)	・超低床電車の運行時刻を停留場に掲示している時刻表に掲載する。(非低床電車については、昼間帯は「〇分間隔」とのみ掲載)	・継続実施中。
接近表示機による運行情報の提供	・停留場に電車が接近したことを、電光掲示と音声で案内する。	・継続実施中。
ロケーションシステムによる運行情報の提供(継続)	・電車の時刻表及び車両位置情報等をスマートフォン等のアプリで確認できるロケーションシステムを運用する。	・継続実施中。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者等の接遇に関する研修	・全職員を対象に、鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を参考に研修を実施する(継続)。また、鹿児島県が導入した「ヘルプカード」について職員研修を実施する。	・全体研修を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
音声案内や掲示物による後方・啓発(継続)	停留場掲示板に関連のポスターを掲出する。	主要停留場にポスターを掲出。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・本市の公聴制度である「わたしの提言」や「市民の声」、本局ホームページの「お問い合わせフォーム」、電話等で寄せられる当事者の意見等を把握し、共有するとともに、本計画の実施及び見直しに活用。

(3) 報告書の公表方法

・インターネット(交通局HP)の利用による公表

(4) その他

--

住 所
事 業 者 名
代 表 者 名
鹿児島市上荒田町37番20号
鹿児島市交通局
鹿児島市交通事業管理者
交通局長 枝元 昌一郎

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線	名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通円滑化等法令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設置数	傾斜の数	路盤の数	視覚誘導ブロックの有無	障害者用トイレの有無	案内設置の有無	障害者の無	障害者の有	障害者の有	障害者の有	障害者の有	障害者の有	障害者の有	障害者の有	車いす利用者のための乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
					都道府県23区・都庁市・町・区																								
鹿児島市交通局	新屋敷	市内第一期線	鹿児島市	鹿児島市	816人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	甲東中学校前	市内第一期線	鹿児島市	鹿児島市	575人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	高見馬場	市内第一期線	鹿児島市	鹿児島市	3,049人	○				4		基	基	基	4箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	天文館通	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	5,378人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	いづろ通	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	3,481人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	朝日通	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	1,774人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	市役所前	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	1,782人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	水族館口	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	1,169人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	桜島枝橋通	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	1,203人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	鹿児島駅前	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	1,952人	○	○			4	4	基	基	基	箇所	○		—	—	—				4		○			
鹿児島市交通局	加治屋町	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	676人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	高見橋	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	740人	○				2		基	基	基	2箇所			—	—	—									
鹿児島市交通局	鹿児島中央駅前	市内第二期線	鹿児島市	鹿児島市	6,517人	○	○			2	2	基	基	基	基	2(2)箇所	○		—	—	—				2				
鹿児島市交通局	都通	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	851人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	中洲通	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	788人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	市立病院前	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	1,019人	○	○			2	2	基	基	基	基	2(2)箇所	○		—	—	—				2				
鹿児島市交通局	神田(交通局前)	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	960人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	唐湊	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	703人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	工学部前	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	631人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	純心学園前	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	1,313人	○	○			2	2	基	基	基	基	2(2)箇所	○		—	—	—				2				
鹿児島市交通局	中郡	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	1,227人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	武之橋	谷山	鹿児島市	鹿児島市	913人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	二中通	谷山	鹿児島市	鹿児島市	1,602人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	荒田八幡	谷山	鹿児島市	鹿児島市	1,383人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	騎射場	谷山	鹿児島市	鹿児島市	1,894人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	鴨池	谷山	鹿児島市	鹿児島市	963人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	都元	谷山、唐湊	鹿児島市	鹿児島市	5,612人	○				4		基	基	基	基	4箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	涙橋	谷山	鹿児島市	鹿児島市	682人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	南鹿児島駅前	谷山	鹿児島市	鹿児島市	1,195人	○				2		基	基	基	基	1箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	二軒茶屋	谷山	鹿児島市	鹿児島市	749人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	宇宿一丁目	谷山	鹿児島市	鹿児島市	699人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	脇田	谷山	鹿児島市	鹿児島市	2,443人	○				2	1	基	基	基	基	基	2(1)箇所			—	—	—							
鹿児島市交通局	笹貫	谷山	鹿児島市	鹿児島市	1,408人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	上塩屋	谷山	鹿児島市	鹿児島市	1,124人	○				2		基	基	基	基	2箇所			—	—	—								
鹿児島市交通局	谷山	谷山	鹿児島市	鹿児島市	5,263人	○				3	3	基	基	基	基	2箇所			○	—	—								
	(合計)	35					35	0	4	77	14	0 0	0 0	0 0	0 0	34 71	4 (7)箇所	4	0	1	0	0	4	1					

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。